

学則

1. 法人・団体の名称	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
2. 指定番号	002
3. 研修事業の名称	【基礎研修】神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修（以下「基礎研修」という。） 【実践研修】神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修（以下「実践研修」という。）
4. 研修の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。
5. 研修の内容	研修の内容は、障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）に、障害児通所支援又は障害児入所（支援）の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）に定める内容とする。
6. 実施場所	神奈川県内で確保した会場
7. 研修期間	【基礎研修】全体講義（1日間）演習（1日間）合計2日間 【実践研修】全体講義（1日間）演習（2日間）合計3日間
8. 研修カリキュラム	研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という）で定める「基礎研修」及び「実践研修」の標準カリキュラム（別紙1）による。
9. 講師氏名及び担当科目	講師は、別紙2の「神奈川県サービス管理責任者等研修講師一覧表」のとおりとする。
10. 使用テキスト	厚生労働省が実施したサービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき作成したテキストを使用する。
11. 研修修了の認定方法	研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講者で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者を修了者として認定し、修了証書を交付する。ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがある。 （1）講義 ア 講義（映像配信）を受講した者が次のことに該当した場合 講義映像の全ての視聴後に作成され、研修事業者に提出された研修レポート等の内容がサービス管理責任者等としての知識を習得したとは認められない場合 イ 講義（放映会）を受講した者が次のいずれかに該当した場合 （ア）遅刻、早退をした場合 （イ）著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合 （2）演習に出席した者が次のいずれかに該当した場合 ア 遅刻、早退をした場合 イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合 ウ 事前課題を提出していない場合
12. 開講時期	【基礎研修】8月～1月にかけて開催【実践研修】7月～3月にかけて開催
13. 受講資格	【基礎研修】1. サービス管理責任者を配置しなければならない指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等において、サービス管理責任者として従事しようとする方であって、必要年数以上の実務経験を有する方 2. 児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定障がい児通所支援事業所又は指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする方であって、必要年数以上の実務経験を有する方 【実践研修】1. サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程）修了以降、研修開始日前に相談支援業務及び直接支援業務の実務経験を2年以上〔又は定められた基準を満たし、指定権者に6か月の実務経験での受講を申請し受理された場合は6か月以上〕満たしているもの。 ※今後、国等により受講資格の変更があった場合はその詳細に従い、変更する。
14. 受講手続	募集要領を確認の上、当会ホームページより申込み。
15. 受講料（補講料及び支払い方法	【基礎研修】受講料28,000円（税込） 【実践研修】受講料33,000円（税込） 期日までに、指定した口座へ振込みにて支払う。 受講料の振込手数料や会場までの交通費等については受講者負担とする。
16. 解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料及はいかなる理由があっても返金しない。
17. 受講者の個人情報の取扱い	・受講申込者の申込情報及び、研修修了者の名簿等個人情報は、厳重に管理し研修以外の目的で使用しない。なお、研修修了者は修了者名簿に登録し、神奈川県に提出するものとする。 ・申込の重複を避けるため、講義（映像配信）システムへの受講者の登録上必要となる項目について重複を避けるため、この基礎研修を実施するほかの指定研修事業者へ提供する場合がある。 ・受講決定通知、テキストの送付のため発送代行業者へ発送に必要となる部分の情報を提供する場合がある。
18. 研修に関する連絡先	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 〒231-0023 横浜市中区山下町32番地 日土地山下町ビル9階 電話：045-210-0788 F A X：045-671-0265
19. その他	その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第4条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。